

第 12 回

熊本県議会

地域対策特別委員会会議記録

令和3年6月28日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第12回 熊本県議会 地域対策特別委員会会議記録

令和3年6月28日(月曜日)

午前9時58分開議

午後0時02分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 新たな地方創生への取組に関する件
- (2) 行政サービスの維持向上に関する件
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査

出席委員(16人)

委員長 高木 健次
 副委員長 岩本 浩治
 委員 岩下 栄一
 委員 松田 三郎
 委員 溝口 幸治
 委員 田代 国広
 委員 西 聖一
 委員 淵上 陽一
 委員 濱田 大造
 委員 河津 修司
 委員 山本 伸裕
 委員 松野 明美
 委員 池永 幸生
 委員 城戸 淳
 委員 本田 雄三
 委員 前田 敬介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 白石 伸一

理事兼

市町村・税務局長 村上 徹

市町村課長 坂野 定則

首席審議員兼人事課長 城内 智昭

企画振興部

政策審議監 厚地 昭仁

地域・文化振興局長 上田 哲也

交通政策・情報局

情報政策審議監 島田 政次

企画課長 津川 知博

首席審議員兼

地域振興課長 小川 剛史

情報政策課長 臼井 洋介

知事公室

政策調整監 天野 誠史

健康福祉部

健康福祉政策課長 椎場 泰三

環境生活部

環境政策課長 江橋 倫明

商工労働部

商工政策課長 市川 弘人

労働雇用創生課長 中川 博文

観光戦略部

観光交流政策課長 久原 美樹子

農林水産部

首席審議員兼

農林水産政策課長 深川 元樹

農地・担い手支援課長 高野 真

土木部

監理課長 森山 哲也

住宅課長 折田 義浩

教育委員会

教育政策課長 井藤 和哉

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 松本 浩明

政務調査課主幹 内布 志保美

午前9時58分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第12回地域対策特別委員会を開催します。

最初の委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、委員長の高木でございます。

本委員会には、新たな地方創生への取組に関する件、行政サービスの維持向上に関する件の2件が、調査事件として付託されております。

本地域対策特別委員会は3年目を迎えますが、今年度は従来からの課題に加え、コロナ禍への対応や行政のデジタル化等の新たな課題も審議していくこととなります。人口減少に起因する従来からの課題に加え、喫緊かつ重要な課題であり、関係する分野も多岐にわたるものであります。この委員会において執行部の皆様と建設的に意見を交換しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。委員の先生方をはじめ執行部の皆様の御協力をいただき、岩本副委員長とともに本委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

副委員長からも一言、御挨拶をお願いしたいと思います。

○岩本浩治副委員長 改めまして、おはようございます。副委員長の岩本でございます。

ただいま委員長からもございましたが、本委員会における2件の付託調査事件は、本県の発展に関わる大変重要なテーマと認識しております。

この1年、円滑な委員会運営が行われますよう、委員長を補佐し精いっぱい努めてまいりたいと思っておりますので、委員各位並びに執行部の皆様方に御協力をよろしくお願ひ申し上げて、御挨拶にさせていただきます。

○高木健次委員長 執行部の紹介につきましては、お手元の関係部課職員名簿に代えさせていただきます。なお、本日委員会出席者は、説明資料に関する職員のみとしておりますので、お手元の配席表により御確認ください。

次に、執行部を代表して白石総務部長から

挨拶をお願いします。

○白石総務部長 おはようございます。総務部の白石でございます。

執行部を代表しまして、一言御挨拶を申し上げます。先ほど委員長、副委員長からお話がございましたように、本年度は2件、新たな地方創生の取組と行政サービスの維持向上について御議論いただくこととなっております。

1点目の新たな地方創生の取組につきましては、本県では今年3月に県政運営の方向性を示します「新しいくまもと創造に向けた基本方針」、及びこれに沿って実施する具体的施策を取りまとめた「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。この基本方針に沿って、現在、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症の対応、さらには地方創生の取組等を進めているところでございます。

特に、新型コロナウイルスの中で、感染拡大によりオンラインやテレワークの普及等に見られる社会の変容や、それに伴います地方移転、移住などの関心・高まりをきっかけとして、これらを熊本のさらなる発展につなげるために、今後デジタル化の推進や熊本への人、企業の流れを呼び込む取組が大変重要になってまいります。

このような状況を踏まえまして、今年度は特にDXーデジタルトランスフォーメーションの推進と、移住定住等の推進の2つのテーマに焦点を当てて御議論いただくことになっております。

2点目の、行政サービスの維持向上、これにつきましては昨年度に続いての付託案件となります。

昨年度は、国の地方制度調査会の答申なども踏まえ、県と市町村の協力・連携や地方行政のデジタル化等について御議論いただき、

県としての今後の取組を示させていただきました。引き続き、2040年問題を見据え、整理しました取組を着実に進めていくとともに、さらなる行政サービスの維持向上について、市町村の意向を十分踏まえながら検討を進めてまいります。

以上2点につきまして、委員の皆様方による活発な御議論をいただきますとともに、執行部としましても、それに精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願い致します。

議題1、新たな地方創生への取組に関する件、議題2、行政サービスの維持向上に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後質疑を受けたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔にお願いします。また、説明者は着座にて説明をお願いします。

では、執行部から説明をお願いします。

○津川企画課長 企画課でございます。

新たな地方創生につきまして、最初に地方創生に係るこれまでの国や本県の状況について御説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

国におきましては、全国的な人口減少・超高齢化という大きな課題に対し、地方と一体となり各地域がそれぞれの特徴を生かした、自立的で加速的な社会を創生するため、平成26年に、まち・ひと・しごと創生法を制定、総合戦略が閣議決定されました。令和元年には第1期総合戦略の検証を踏まえ、第2期総合戦略が策定されています。

県は平成27年10月に、人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。令和3年3月に国の総合戦略の見直しや新型コロナ、令和2年7月豪雨を踏まえ、第2期の総合戦略を策定いたしました。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

全国及び熊本県の人口の動向について、御説明します。グラフは国の統計に基づく人口の長期推移を示しており、赤色が全国、青色が本県の状況です。本県は全国よりも10年早く、1998年から人口減少の局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によりますと、今後加速度的に人口減少が進み、2045年には144.2万人と、現在の175万人から大幅に減少することが見込まれております。

3ページをお願いいたします。

このグラフは、本県の人口の状況をさらに詳しく説明したもので、グラフ上の青い線は本県の総人口、まん中の赤い線は出生数と死亡の差である自然増減、緑の線が他県への転出・転入の差であり、社会増減を表しています。自然増減は、2003年に死亡数が出生数を上回り、自然減に転じております。社会増減は、熊本地震が発生した2016年は大きく約6,800人の社会減となりましたが、近年は4,000人弱の社会減となっております。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

次に、国の第2期総合戦略について御説明いたします。国の第2期総合戦略では、新型コロナの影響を踏まえた地方創生の今後の方向性として、資料左上のとおり、感染症による意識・行動変容を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出、それと各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進が掲げられ、目指すべき将来として人口減少の緩和や東京一極集中の是正により、将来にわたって活力ある社会の実現が挙げられています。こ

れを達成するため、行の中央、4つの基本目標と、表右側の新しい時代の流れを力に、多様な人材の活躍を推進する2つの横断的な目標が掲げられ、取り組まれることとなっております。

5ページをお願いいたします。

こちらは令和3年3月に策定しました、県の「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」になります。資料の左側は、県政運営の方向性を定めた基本方針、右側がその施策を取りまとめた総合戦略となっております。その中で、当委員会の付託案件である、新たな地方創生に関する施策は、基本方針の柱に、赤い部分ですけれども、新型コロナ対応の部分と、柱の4、左の部分ですが、将来に向けた地方創生の中の、緑の枠で囲った部分となります。

柱の2、コロナにつきましては、新型コロナ対策としてではなく、新型コロナ感染拡大による社会の変容を好機と捉え、熊本のさらなる発展につなげるために今後取り組みを強化する施策も掲げております。

次のページからは、総合戦略における具体的な施策について、柱ごとに御説明をいたします。おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

まず、DXの推進に関する施策でございます。主なものについて、御説明をさせていただきます。基本方針、柱の2、新型コロナを踏まえた対応の施策の2、持続可能な社会の実現の部分でございますけれども、1つ目のポツで、あらゆる分野でSociety5.0社会の実現に向けた取組を推進し、特に県内企業におけるDXの推進がIT人材の育成・獲得を支援することとしております。また、ポツの2つから3つ目でございますが、学校現場におけるICT環境の整備、デジタル技術を活用したDXの推進に取り組むこととしております。

施策の3、持続可能な経済活動の実現では、1つ目のポツで農林水産業における担い手の確保・育成とともにICTなどの活用により、作業の効率化・省力化の推進や、農林漁業者の経験、知識、匠の技の見える化により、収益性の向上を図ることとしております。また、2つ目のポツで、デジタルマーケティングや顔認証技術の導入などデジタル技術を活用したスマートツーリズムを推進していくとしております。

7ページをお願いいたします。

柱の4の、将来に向けた地方創生の取組では、施策の2、若者の地元定着と人材育成において、医療・介護従事者の確保・養成とともに、介護現場の負担軽減につながる介護ロボットなどの導入支援。施策の3、安全・安心な社会の実現では、「聞きなっせAIくまもとの子育て」の充実により、子育ての環境整備を図ることとしております。

下の表は、DXに関連する表、KPIでございます。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

次に、移住定住の促進に関する施策でございます。まず、柱の2の、新型コロナを踏まえた対応では、持続可能な社会の実現といたしまして、1つ目のポツで、市町村等と連携した関係人口の創出、2つ目のポツで、新型コロナウイルス感染症を契機とした、地方移住への関心の高まりを的確に捉えて、デジタル技術を活用した効果的な情報発信や、市町村の取組を支援することにより、本県への移住定住の促進に取り組むこととしております。

施策3、持続可能な経済活動の実現においては、1つ目のポツで、テレワーク等を活用した新しい働き方の推進、2つ目のポツのUIターン就職支援センターや、セカンドチャンスの支援などの取組による若者の県内就職の促進。4つ目のポツの、企業のネットワ

ークを活用したIT企業などの育成・誘致の促進。5つ目のポツの、ワーケーションの推進などによる新たな観光スタイルの確立を進めることとしております。

9ページをお願いいたします。

柱の4の、将来に向けた地方創生の取組では、施策の2、若者の地元定着と人材育成において、1つ目のポツのキャリア教育の推進や、2つ目のポツのブライต์企業や、よかボス企業の取り組み等による県内企業の魅力向上、熊本ライフのすばらしさの発信、3つ目のポツの、奨学金返還等サポート制度による若者の地元定着や、将来の熊本発展の中核を担う人材の確保となっております。

おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。

最後に、新たな地方創生に関するKPIを掲げております。

企画課からの説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○臼井情報政策課長 情報政策課の臼井でございます。

続きまして、11ページからのDX関係ということで御説明させていただきたいと思っております。

資料説明に入ります前に、一言申し上げます。電子政府の推進という意味では、これまで過去20年以上、国も県もどちらかということ、情報政策担当部門が裏方的に各部門と連携して実施してきました。どちらかということ、このように表で議論されるのは少なかつたのではないかと思います。しかしながら、御案内のとおりデジタル技術の発展とともに、行政の世界でも、あるいは一般の企業の世界でも、デジタル化あるいはデジタルトランスフォーメーションというのは非常に重要だという風潮になり、後に説明する移住と並んで、地方創生の論点として取り上げられるまでになりました。

我々県庁サイドも、情報施策担当部門だけでなく、どの部局もDX化やデジタル化をエンジンに、県政を前に進めていかなければならないという意識を持って、今勉強しながら手さぐりで進めようとしているところです。委員の皆様におかれましても、これまでどおり御指導いただくのはもちろんのこと、勉強ベースの御質問でも、我々県庁サイド背筋を伸ばして取り組むパワーとなりますので、芯を食った御回答ができるか、少し自信がないところではありますが、積極的に御質問を頂戴できますと幸いです。

それでは、資料説明に入らせていただきます。11ページをおめくりください。

まずは直近、国の動きを説明した後、そもそもDXとは何かということに触れさせていただき、直近の県の動きを最後に御説明させていただきたいと思っております。

まずは国の問題意識を御説明する意味で、昨年12月に閣議決定された「デジタル社会実現に向けた改革の基本方針」の冒頭を抜粋してございます。行政のデジタル化の遅れに対する対応、日本が抱える課題の解決や今後の経済成長に寄与する社会・経済活動全般のデジタル化の推進、そして新技術の導入だけではなく、制度や政策、組織の在り方等を新技術の導入に合わせて変革していく社会全体のデジタルトランスフォーメーションが大事だということ、政府のほうも述べております。

この閣議決定文書に基づき、続きの12ページ、デジタル改革関連法案が通常国会に提出され、今年の5月に成立しました。デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法ほか、デジタル社会形成に向けた改革を前に進める様々な法律が改正されました。

次に、13ページをおめくりください。

こちらが、前ページの左上にあった法律の概要です。20年前にできたIT基本法を抜本改正してできた、デジタル社会形成基本法で

ございます。デジタル社会の定義として、中段、『デジタル社会』を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」、これを目指してこの法律というのができております。

続きの基本理念としましては、「デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等」を基本理念として規定してございます。

1段飛ばしまして、施策の策定に係る基本方針としては、「デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）」、これは公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される基礎法人、土地、建物、規格等の社会の基本的データのことでございます。このデータベースの整備、「サイバーセキュリティの確保、個人情報保護」、これらのために必要な措置が講じられるべき旨が規定されてございます。

続きまして、14ページをおめくりください。

「新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化の課題」ということで、国の関係閣僚会議資料を付けてございます。赤字のところはデジタル化を進める上で、まさにこれから取り組んでいかなければ

ならない課題の一例になります。

続きまして、国の動きを説明しましたので、15ページをおめくりください。

そもそもデジタルトランスフォーメーションとは何かということをお説明し、結論としては、我々はまずはデジタルトランスフォーメーションの前にデジタル化を進めなければならない、その先、分野によってはデジタルトランスフォーメーションを進めるということをお述べたいと思います。

まず、DXの定義でございます。1点目が、概念を提唱した大学教授の定義です。諸条件がいろいろあるのですが、一般社会の受け止めとしては、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」と、さらに漠然とした上積みの部分だけ取り上げられて引用されています。

2点目が、日本におけるDXの火付け役となった経産省の定義でございます。「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位を確立すること」というふうに定義づけられております。

16ページをおめくりください。

ここで、先ほど申し上げた経産省が言うDXを、イメージとして表したものになります。3段階フェーズがございまして、第1フェーズ、第2フェーズというのは、人間による業務プロセスを徐々にデジタル化あるいは第2フェーズでは自動化していくということでございます。最終的にはこれが、第3フェーズがDXということになると思いますけれども、業務がITへ、ITが業務へとシームレスに変換される状態という、非常に抽象的ですが、こういう状態をデジタルトランスフォーメーションということになるということでございます。

続きまして、17ページをおめくりください。

前ページのイメージを表で整理したのになります。左側、デジタル化、つまり先ほどでいう第1段階、第2段階、第1フェーズ、第2フェーズですけれども、こちらはビジネスのプロセスを変革し、これまでアナログでやり取りしていたものを、インターフェースという情報をやり取りする画面に置き替え、付加価値を創出し、あるいは効率化、合理化を図る。

一方で、右側のDXというのは、例えば音楽をホームページ上で1曲200円というような形でダウンロードしていたのを、月額1,000円で何万曲聞き放題というように、あるいはお薦めの曲を自動的に推薦していくような仕組みを入れたりして、デジタル化によってビジネスモデル自体を変革し、ユーザーの経験を変え、新しい価値を創出し競争力を向上させ差別化を図る。昨今ではアマゾンミュージックだったりスポティファイ、音楽の例で申し上げましたが、そういう新しいITのサービスのイメージでございます。

ここまでお聞きいただいて明らかなように、デジタルトランスフォーメーションというのは、かなりハイレベルな概念になります。また、本当にあらゆる分野でここまでのことを求めるのかという疑わしい感じもいたします。そういうことで、結論としましては、我々はデジタルトランスフォーメーションの前にデジタル化を進める、その先に分野や事業者によってはデジタルトランスフォーメーションを力強く進めていく、それを県庁としても推進していく、こういう理解をしているところでございます。

18ページをおめくりください。

最後に、直近の県の動きについて御説明したいと思います。我々、このデジタル化あるいはデジタルトランスフォーメーションというものを県庁として進めていくための仕組み

として、高度情報化推進本部というものがございまして、副知事をトップとする部長級の集まりで、高度情報化の総合的かつ計画的な推進を講じるため、必要に応じて開催しています。

これまでの取組としては、中段、令和元年度から県、市町村の今後の仕事のやり方を見据えた情報化の推進及び県内産業へのIoT・AIなどの革新的技術の活用促進による生産性向上等に資するため、具体的な情報化施策について、方向性を共有しながら全部局において推進を図ると、令和3年3月には、「県民誰もがICTの恩恵を享受し、安全安心便利なくらしができる超スマート社会くまもとの実現」に向けて、「熊本県情報化推進計画」という、次ページで説明する計画を策定いたしました。

今後の取組としましては、市町村や各種団体、大学、NPO、企業等と連携・協働しながら、情報化推進計画に基づく政策を実施していきたいと考えております。

また、有識者等の長期的かつ大所高所からの御意見等を踏まえ、施策の着実な実施のため、毎年度この推進計画を単年度ごとに施策ベースに取り上げた実施計画というのも作成して、進捗管理をしていきたいというふうに思っております。

19ページをお開きください。

今申し上げた、本年3月に作成した推進計画を取り上げております。昨年11月議会あるいは2月議会で当委員会に御報告申し上げた計画になりますけれども、委員の皆様も替わられているので、改めて御説明申し上げます。県の情報化施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間でございます。

20ページをお開きください。

目指す姿として、「安全安心便利なくらしができる超スマート社会くまもと」を掲げており、その姿の実現に向けた柱として、「安

全・安心・便利で創造性豊かな社会」、右が「デジタル行政」、下段の、「災害・危機に強い情報通信基盤」を掲げています。

21ページをお開きください。

目指す姿ごとに、22ページも合わせまして計26本の施策を掲げています。この施策は、先ほど津川企画課長から説明しました、基本方針の内容を包含しているものになります。例えば、安全・安心・便利で創造性豊かな社会の実現に向けた施策でいえば、例えばICTを利活用するための環境整備に向け、ICTインフラの整備推進やマイナンバー制度の活用などを掲げています。

また、県民が便利に暮らせるまちに向け、子育て支援の充実やICTの活用による学校の活性化などを掲げています。企業や事業者が創造性を発揮できるまちに向けては、地場企業の生産性・競争力向上の実現、スマート農林水産業の着実な展開などを掲げています。災害や危機に強いまちに向けては、民間や市町村のネットワークの強靱化に取り組みます。

また、22ページ、デジタル行政の実現に向けた施策については、これはどちらかということ、本日の2つ目の議題である行政サービスの維持向上に関連する部分になりますが、行政手続の3レスの推進や県庁・学校・警察の働き方改革、県行政通信のネットワークの強靱化などに取り組みます。当課で申し上げれば、推進計画の事業を実施計画に取りまとめるべく作業を行っておりますが、それぞれの課においてもこの推進計画に基づく施策に取り組んでいるところでございます。高度情報化推進本部の仕組みを使って、全庁的な連携を進めながら実施計画を毎年度作成し、推進計画を計画的かつ総合的に推進していきたいと思っております。

最後に23ページ、DXくまもと創生会議の説明になります。有識者等から、長期的かつ大所高所からの意見を求め、併せて、県内官

民挙げたデジタル化、デジタルトランスフォーメーションの推進の機運醸成を図ることを目的として、昨年12月に発足しました。メンバーは、JR九州特別顧問の石原様並びに蒲島知事になります。また委員にも、肥後銀行だったり県立大学だったり東海大学だったり、産学のメンバーの方々に委員になっていただいております。

高度情報化推進本部や、先ほど御説明申し上げた情報化推進計画は、行政のデジタル化や行政として社会のデジタル化をどう推進するかという観点で取りまとめておりますが、こちらの会議体は行政のみならず学术界や産業界の取組、あるいは行政と彼らが連携した取組というものを、3者同じ方向に向きながら展開していけたらいいなということでやっている会議になります。

24ページをお開きください。

これまで2回、会議を開催し様々な意見を頂き、下段にありますように、3月の会議ではDXくまもと創生会議のクレジットで、デジタル化、デジタルトランスフォーメーションに関する産学行政の共通指針を策定しようということで、方針が決定しています。今後、その都度、委員会の皆様にも御報告を差し上げさせていただいたと思います。以上になります。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

私からは、続きまして移住定住関係について御説明させていただきます。よろしく御願いたします。

資料の25ページをお願いいたします。

まず、人口動態を含めた本県の移住定住の状況について御説明をいたします。初めの部分に記載しておりますとおり、地方創生施策の1つとして期待を寄せられている移住定住ですが、これまで東京一極集中の是正、地域の担い手不足の解消を目的に進められてきま

した。これらに加えまして、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、人の流れ、動き、価値観が変化をし、地方移住の関心が高まってきております。

1番の、東京都における転入・転出超過の状況を御覧ください。このグラフは、東京都における各月の転入・転出超過者数、これらを表しております。左の図は、令和元年度になります。こちらは年間を通して東京への転入が転出を上回っており、転入超過となっております。

対しまして、右側が令和2年度の実績になります。年度変わりの3月、4月、この時期は転入超過になっておりますが、それ以外は転出超過の傾向となっております。東京都の人口動態が転出超過となるのは、平成25年の統計開始以来初めてのことになっております。このことから、新型コロナウイルス感染症の影響等により、都市部から地方へという人の流れができてきていることが分かります。

続きまして、26ページをお願いいたします。

次に、本県における転入・転出の状況について御説明いたします。グラフは、本県と各都道府県間の転入・転出者数を表しております。転入が青色、転出がオレンジ色でお示しをしております。また、転入と転出の差、いわゆる社会増減数と言われるものですが、こちらは上の部分ですね、数字で記載しております。御覧のとおり、東京都、大阪府など都市部に対しては、いずれも本県からの転出超過となっております。また福岡県は、隣接しているということもありまして、転入・転出とも移動が多い状況ですが、社会増減としては、書いておりますように1,652人の最多の転出超過となっております。

都市から地方への流れができてきている一方で、本県では都市部への転出超過が続いているため、福岡県を含む都市部に対して重点

的に移住定住施策を展開する必要があると考えております。

続いて、27ページをお願いいたします。

このような状況を踏まえまして、本県では今年4月に全庁的に移住定住の推進に取り組むことを目的としまして、熊本県移住定住推進本部を立ち上げました。設置の趣旨及び構成については、記載のとおりになります。今後は関係の所属と連携をしまして、この移住定住推進本部を核として移住定住政策に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、28ページをお願いいたします。

こちら、先日開催をしました、この移住定住推進本部の会議の概要について御説明をいたします。まず4月には、関係所属の課長等で構成する幹事会を開催し、推進本部の設置趣旨や移住定住につながる庁内の様々な関係事業について共有をしました。例えば、関係事業の1つであるワーケーションにつきましては、最終的に移住定住者につながり得る関係人口の増大に結びつくものであり、また農業、漁業分野それぞれの施策では、それらの担い手として移住者が想定されているということなどを共有しております。

続きまして5月には、関係部の部長等で構成をします、この本部の推進会議をしました。会議では、本県への移住者のアンケート結果を踏まえ、今後の取組の方向性を取りまとめましたので、これらの内容を次のページ以降で御説明をいたします。

29ページをお願いいたします。

まず、移住者アンケートの結果について、御説明をいたします。一番上の1つ目の、黄色い四角囲みを御覧ください。令和2年度の移住者数につきましては、各市町村のアンケートを基に集計をしたところ、県外からの移住者数は1,620人となりました。3行目の参考に記載しておりますとおり、1つ前の年、令和元年度の移住者数は2,074人でありましたので、新型コロナウイルス感染症や令和2

年7月豪雨等のため、本県への移住者数が減少したものと考えられます。

調査結果につきましては、2つ目の黄色い四角囲み以下を御覧ください。これらは各市町村のそれぞれ移住施策を使用して、実際に移住をした方々に詳細なアンケートをお送りして、回答を分析したものになります。

幾つか御紹介をさせていただきます。まず、左側の下にあります表の移住前の居住地ですが、先ほどの人口動態のデータと同じく福岡県が最も多く、次いで東京都などの都市部からの移住者が多いことが分かります。

続きまして右側の表、移住先として熊本県を選んだ理由ですが、「熊本県に縁があった」、これが76%超と最も多い結果となりました。この「縁」というところには、例えば、「以前熊本に住んでいた」ですとか、「身内や親戚に熊本県出身者がいた」、または「旅行やボランティアで熊本に来たことがある」、こういったことが含まれていると考えられます。このことから、先ほど御説明しました、この関係人口をいかに拡大させていくかが今後ポイントになると考えています。

続いて、30ページをお願いいたします。

左上の年代の円グラフは、移住者の年齢層を示しておりまして、20代から40代の比較的若年層が全体の6割を占めていることが分かりました。続いて、右上の家族構成ですが、これは単身者、夫婦のみ、親子二世代で大体3分の1ずつとなっております。続いて左下の、移住前の熊本県の居住歴、いわゆるUターンと言われるものについては、このアンケート調査では約5割という結果となっております。右下の移住のきっかけにつきましては、「仕事」が最も多く、次いで「生活環境を変えたかった」、「田舎暮らしを希望していた」などが続いております。

続いて、31ページをお願いいたします。

左側の「移住する際の不安」につきましては、住まい、仕事、収入に関することが非常

に多く、やはり暮らしの基盤になる事項への不安が大きいことが分かりました。そして右側の、「移住にあたって活用された市町村の支援策」については、空き家の紹介など住まい、住宅に関する施策が多く利用されていることが分かりました。

以上のことから、本県への移住者の傾向に合わせてターゲットを明確化するとともに、移住者の不安に寄り添うような施策を強化することとしまして、次のページのとおり、今後の取組の方向性を決めました。

32ページをお願いいたします。

移住定住の推進に向けた取組の方向性ということで、基本方針としまして「地方移住の関心の高まりに合わせ、都市部の若年層をターゲットに、豊かな暮らしを実現する施策を展開し、熊本への人の流れを加速化する。」を掲げ、取組を進めてまいります。具体的には、今回、全庁的な体制構築のために立ち上げました移住定住推進本部、これを軸にしまして豊かに暮らせる熊本の実現に向けて、移住者の暮らしの基盤、基礎的なインフラとなる生活環境、社会基盤、教育環境等の整備を着実に進めてまいります。

また併せて、選ばれる熊本の実現のため、効果的な発信を行うためのデジタル技術の活用、福岡県での重点的な取組を行うためのターゲットの明確化、地域資源等の活用に意欲的な市町村を支援する、意欲的な市町村等への重点支援・連携強化、そして移住への裾野を広げるための関係人口等の拡大、この4つの方針に取り組んでまいりたいと思います。各方針での取組内容は、記載のとおりとなります。

今後、市町村や関係機関とも連携しながら、人の流れを加速化し、移住定住施策を推進してまいりたいと考えております。

地域振興課の説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○高木健次委員長 ちょっと待ってくださいね。急な腹痛によりまして、しばらく岩本副委員長と交代したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岩本浩治副委員長 それでは、坂野市町村課長。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

続きまして、行政サービスの維持向上について、御説明をさせていただきます。

本日の委員会では、今年の2月議会において御説明をさせていただきました、「令和2年度における議論の整理・確認」について改めて概略を御説明させていただきます。その後、今後取組を進めるキーワードとなります「地域の未来予測」、「広域連携」及び「行政のデジタル化」推進について、国の動きや県の取組などを交えながら御説明をさせていただきます。

資料の33ページをお願いいたします。

1、令和2年度における議論の整理・確認についてでございます。

まず(1)国における検討、として国の第32次地方制度調査会（地制調）の答申を御紹介しております。資料の中段に記載しておりますが、答申では基本的な認識として、2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の進展によりまして、地域社会の様々な課題が顕在化あるいは人口の偏在によるリスクが浮き彫りになることが見込まれるため、「地方行政の在り方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要」があるとされております。その上で、資料の下段のほうに記載の4つの項目につきまして、取組の方向性が記載のとおり示されたところでございます。

次に、資料の34ページをお願いいたします。

(2)当委員会での議論、についてでございます。昨年度は、地域のニーズ把握や、県と

市町村との協力・連携など、大きく4つの点について御議論を頂きました。まず、①地域のニーズ把握につきましては、「県内をエリア分けし議論していくことが必要」、「広域連携が進んでない分野もあるが、関係者の意見を聞きながら進めることが必要」などの御意見を頂きました。頂きました御意見を踏まえまして、今後の取組としては、先ほどの答申にも触れられておりますが、市町村における地域の未来予測の作成を支援していくこととしております。

次に、資料の35ページをお願いいたします。

②県と市町村の協力・連携、についてでございます。委員の皆様からは、「市町村単独での行政運営が難しくなっていく中で、県が主体的・能動的に動くべきなのか、また動くことができるのか」、あるいは「市町村間の横の連携を進めていくことが地域の補完になる」などの御意見をいただきました。今後の取組としましては、地域によって課題が異なることも踏まえまして、引き続き広域連携の取組を支援していくこととしております。

③職員不足・財源不足への対応、につきましては、「派遣される職員のこともしっかりと考えていくことが必要」、あるいは「民間会社からの職員派遣について今後のあり方を検討していくことが必要」などの御意見を頂きました。今後の取組としましては、市町村における職員採用や人材育成などを支援していくとともに、県職員の市町村派遣等に取り組むこととしております。

続きまして、資料の36ページをお願いいたします。

④情報化の推進等、につきましては、「市町村間で情報システムがばらばらと思う。国主導でシステム統一を進めるべきであるが、県でもしっかりしたシステムを構築してほしい」、あるいは「市町村の上下水道の情報などを一元化することで、行政サービスが向上

する」などの御意見をいただきました。今後の取組としては、行政手続のオンライン化やシステムの標準化など、市町村と行政のデジタル化を推進するとともに、ICTの利活用環境も整備していくこととしております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

地域の未来予測、について御説明をさせていただきます。地域の未来予測とは、今後の人口減少等に伴い、各地域において具体的にどのような資源の制約が見込まれるかについて、客観的なデータを基に整理したものであるというふうにされております。先ほどの答申の中でも記載されているものでございます。

国では、昨年6月の地制調の答申を受けまして、資料の右下のほうに記載をしておりますが、8月に地域の未来予測に関するワーキンググループを設置してございまして、その後計4回会議が開催され、今年の3月末にその報告書が取りまとめられたところでございます。

次の38ページに、報告書の概要を掲載しております。

資料の上段のほうに、地域の未来予測の基本的な考え方が記載をされております。赤線の枠囲みの中の下線の部分でございまして、将来の行政需要に関する長期的な変化の見通しを客観的なデータを基に整理をし、首長や議会、住民等がともに資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのかの議論を重ね、ビジョンを共有することが重要とされております。

次の39ページのほうに、地域の未来予測に用いる分野と指標の具体的な例が示されております。

例えば、人口分野の指標としましては、総人口や高齢者人口、子育て・教育分野の指標としては小学生数や中学生数、衛生分野では有収水量やごみ発生量などが列挙されているところでございます。

次に、資料の40ページをお願いいたします。

地域の未来予測に関する、県内市町村の参考事例を御紹介しております。この資料は、荒尾市の総合計画から抜粋した資料でございますが、地域の未来予測の活用方法について、分かりやすいと考えたため御紹介するものでございます。

資料の右上を御覧ください。①現状・課題とあります。人口が減少していくと荒尾市はどうなるんだろうかと、漠然とした市民の皆さんの不安が描かれております。

これに対しまして資料の左側のほうに、②地域の未来予測の整理とあります。市が、客観的なデータである人口や世帯数などの推計値を、地域の未来予測として整理し、地区単位で整理をして提供するというものでございます。

そして資料の右下のほうに、③目指す未来像の議論とあります。地区単位で高齢者や中高生も交えまして、目指す未来像を議論し、その結果を市の総合計画に反映させていくという流れになっております。

このように、今後の人口減少等に備えまして、客観的なデータを基に、多様な地域住民が参画をし、首長や議会とともに議論を重ね、将来ビジョンを共有していく流れができることが重要と考えており、県としましては客観的なデータの整理の部分、地域の未来予測の作成に際しまして、市町村からの求めに応じまして、データの提供や分析手法を共に検討する等の支援を行っていききたいというふうと考えております。

併せまして、広域連携を視野に入れている市町村につきましては、これも求めに応じて広域的なデータの提供等の支援を行っていききたいと考えております。

続きまして、資料の41ページをお願いいたします。

3、広域連携、についてでございます。県

市長会と県町村会で締結をされております災害時相互応援協定について、御紹介をさせていただきます。この協定は、阪神淡路大震災を教訓に、平成15年7月に締結されたものでございます。その後、熊本地震や昨年7月の豪雨災害の経験を踏まえまして、応援業務の内容を明確化するなどの協定内容の見直しを先月、5月に行ったものでございます。

協定に締結しておりますスキーム図につきましても、県の役割を今回明確化しております。昨年の豪雨災害では、このスキーム図に沿いまして、被災市町村に対し、避難所運営あるいは家屋調査などの業務に、県内の市町村から延べ3,300人を超える職員を派遣いただいたところでございます。

市町村課からの説明は、以上でございます。

○高木健次委員長 失礼しました。

臼井情報政策課長。

○臼井情報政策課長 情報政策課でございます。

続いて、行政のデジタル化推進について御説明させていただきます。

42ページをお開きください。

当政策課題は、33ページにありました第32次地方制度調査会答申で、2040年頃から逆算して、顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の取組の方向性として1番目に掲げられており重要なものと認識しております。とは言いつつも、このページにありますように、国もデジタル改革関連法案を5月に成立されたところで、右上ピンク色のデジタル庁設置も9月1日からということで、国もまた今いろいろ議論中ということで、なかなか情報が地方まで見えてきていない部分もでございます。

デジタル化の特徴、強みの1つに、連携というものがあると思います。異なる機関同士

がデジタル技術によって連携することで、利便性の向上・効率化・合理化が図られるという考え方です。この連携ということ考えたときに、我々熊本県だけ先走って勝手に思いつきでやっても、連携先との調整がとれていないため、手戻りが発生します。

ということで、デジタル行政の今のところの戦略としましては、国の最新の動きを積極的に情報収集する、来る連携に向けて準備を重ねる、今動いても後々に困らないことについてデジタル化を進めるということになると思います。

43ページをお開きください。

国もまだ走りながら、ということをお願いしましたが、メッセージとして出してきた市町村の指針となる「自治体DX推進計画」の内容を御説明してございます。

こちら令和元年12月25日に閣議決定された基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が示され、このビジョンの実現のため、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるということから、取りまとめられたものになります。

目的としましては、国が主体的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組む必要があるもの、それを重点的に取り組むべき事項・内容として具体化し、総務省及び関係省庁による支援策を取りまとめDX推進計画として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくことを目的としております。

対象期間としましては、令和3年1月から令和8年3月ということで、デジタル庁設置等国の動向において適宜見直すとともに、自治体の取組状況を進捗管理することとされて

おります。

推進体制の中で4つ目にもありますように、「都道府県による市区町村支援」ということがうたわれておりますので、我々県庁としても市町村のデジタル化を積極的に支援してまいりたい、そういうふうを考えております。

重点取組事項について、44ページ以降で御説明申し上げます。

左側の列を御覧ください。1点目、自治体情報システムの標準化・共通化。目標時期は2025年度、基幹系17業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。これはデジタル改革関連法案の中でも、法律が通って義務化されているものでございます。

2つ目、マイナンバーカードの普及促進。2022年度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、申請を促進するとともに交付体制を充実する。

3点目、自治体の行政手続のオンライン化。2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される31手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

4点目、自治体のAI・RPAの利用推進。RPAというのは、Robotic Process Automationの略でございます。①、③による業務見直し等を契機にRPA導入ガイドブックを参考にAI・RPAの導入・活用を推進する。

45ページに行きまして、5点目、テレワークの推進。セキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進する。

6点目、セキュリティ対策の徹底。総務省で昨年改定されましたセキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティ

ポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。

自治体DXの取組と併せて取り組む事項として、地域社会のデジタル化。デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。

2点目、デジタルデバイド対策。デジタル活用支援員の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等、地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用を支援、ということでございます。

46ページをお開きください。

市町村に対する県の取組を御説明します。県としてはこれまでも平成15年に電子自治体共同運営協議会を設立して、県として市町村とシステムの共同開発や運用等を実施してきました。今後も同協議会の仕組みを通じて市町村のデジタル化の取組が進むよう、支援を強化していきたいと考えております。次にポツでありますのは、参考までにこれまで共同運用してきたシステムの例となります。

続きまして、先ほど御説明した自治体DX推進計画の重点取組事項のうち、主なものについて、県として、国の方向性も完全にはできてはいないところですが、当座どのように市町村を支援していくかを記載してございます。

自治体の情報システムの標準化・共通化に関しましては、1ポツ目の最後にありますように、各自治体は標準準拠システムへ令和7年度までに移行することが義務づけられております。標準仕様というのは、そのシステムのうち、介護保険や障がい者福祉、税などのシステムについては令和3年夏までに、その他については令和4年夏までに作成され、その後システムが構築されることとなるため、実際自治体がシステム移行できるのは令和5年度以降となる見込みでございます。令和7年度までに市町村のシステム移行が完了できるよう、国の最新の動向やシステム移行に関

する課題を整理し、市町村との意見交換会等を今年には実施していきたいというふうに考えております。

2点目、自治体の行政手続のオンライン化。国は、子育て・介護等の26手続のオンライン化に向けて、国が運用するマイナポータルと自治体の基幹系システムとオンライン接続するため、必要経費を令和4年度まで支援する予定としております。

一方、これまで県と市町村で共同利用してきた電子申請受付システムについては、職員に対する操作研修やオンライン化に必要な支援を実施してきており、システムの利用件数は年々増加してきているところでございます。

1ポツ目で申し上げたこのマイナポータルというのが、国がバージョンアップを検討中で、支援経費があるからといって、今動くのが得策かという部分もございますので、こちら辺を県としても整理しながら、市町村と県で共同運用している電子申請受付システムの活用も含めて、オンライン化を支援していきたいというふうに考えてございます。

47ページをおめくりください。

自治体のAI・RPA等の利用促進ということで、RPAは定期的作業をロボットで自動化することでございます。共同利用によるAI等の導入等を検討するための部会を令和2年度に設置しまして、29団体に参加いただいております。

共同利用型AIチャットボット、最近ホームページとかの右下側に窓が出てくることがあるかと思いますが、パソコンやスマートフォンから文字入力による問い合わせをすれば、AIが会話形式で応答するシステムのことです。このチャットボットの導入に向けた検討を、現在進めております。県内市町村におけるAI・RPAの導入事例を取りまとめ、情報共有を図るとともに、事業者を招致してRPA等の体験会を開催する予定

でございます。

最後に、セキュリティ対策の徹底。昨年12月にセキュリティ対策のガイドラインが総務省において改定され、テレワーク等新たな時代の要請を踏まえたセキュリティ対策が求められており、これらを踏まえ県のセキュリティポリシーの見直しを行います。

また、自治体セキュリティクラウドという、県と市町村のインターネットの接続口を1つに集約し、セキュリティを行う仕組みがあるのですが、これが更新時期を迎えているため、協議会内で専門の部会を設置し、国が示した標準要件を踏まえ、次期セキュリティクラウドの構築に向けた検討を進めていきたいというふうに考えております。

48ページ目をおめくりください。

市町村へのデジタル化人材派遣事業ということも、現在取り組んでおります。ICT人材不足等の課題を抱える市町村に専門人材を一定期間派遣し、市町村の実情に応じた情報化技術の活用に関する課題や、必要な取組などを整理し、市町村のデジタル化を支援したいというふうに考えております。

また、マイナンバーカードの普及に関しましては、国からの要請に基づき、市町村に対するマイナンバーカード交付円滑化計画の策定、土日・夜間の開庁や出張申請受付の実施などを働きかけ、市町村の交付促進の取組をフォローアップし、担当者との意見交換を実施していきます。

県広報媒体を活用した利便性・安全性に関する周知啓発にも取り組んでまいります。

また、県職員、市町村職員に対する地方公務員の早期取得に向けた働きかけも併せて実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

まず、新たな地方創生への取り組みに関する件について、質疑はありませんか。質疑の方は、まずページ数からお願いしたいと思います。

○岩下栄一委員 御意見を、ちょっと申し上げさせていただきます。

私は高齢者なもんだから高齢者の立場からですね。デジタル社会はバラ色かということになってくると、いろいろと疑問符があります。時代の流れはデジタル化ですけれども、あるいはAI化ですけれども、今度ワクチン接種で予約をネットでしてくれということで、年寄りにはネット環境もない人も多いし大混乱だと思いますね。もう3日も4日もパソコン、5時間かかったとかいろんな声があっちこちからありまして、高齢者を最優先してワクチンを投与したのはよかったけれども、その方法論について大変な大混乱がありました。

そういうことを考えると、時代がデジタル化へ進んでいることは否定しません。でも、やっぱりアナログの部分をどこか残して取り組むべきかなというふうに思うわけです。例えば、子どもの教育でICT環境、いろいろな可能性がありますが、やっぱり教育というのは生身のもので、あるいは友だちとのふれあいとか、いろんなそういう面がないと、子どもは健全に成長しませんから、そういう点も忘れずに取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思いますね。だから、お年寄りを考えたときに、アナログ的な部分を否定してかかっては、ちょっと困りますよということでございます。

それと、もう一つは移住定住の問題ですけれども、いろんな人を呼び込みやすいような環境をつくるということは大事なことですけれども、熊本に来て、気に入った土地だから、もう1回住んでみようとか、そういう人はもうほとんどいませんよね。いても僅かで

すよね。それで、やはり委員長の地元の合志市あたりが一番住みたいまちと、日本中で一番住みたいまちという評価が出ていますけれども、そういうものを調べて、どうして合志が日本で一番住みやすいところかということなどをつまびらかに検証して対応をしていくというのが一つ。

それから、熊本県の場合はやっぱり歴史・文化が、様々な魅力的な歴史・文化があるから、そういう点を発信していく。要するにヒューマンな部分を、アナログの部分を支援していくということが大事じゃないかなと思います。

高齢者で古い考えだろうと思われるけれども、一応その立場で申し上げておきます。

○高木健次委員長 答弁は要りますか。

○岩下栄一委員 要りません。

○高木健次委員長 総括的な御意見だったと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに。

○松田三郎委員 資料でいいますと、17ページ以降なのかと思いますが、その前にちょっと一言申し上げたいと思います。

実は私は、ここ数年間この地域対策の委員会におりまして、特に昨年度の委員会の反省の一つとして、非常に、最近この地域対策特別委員会というような冠ではございますが、調査事件が非常に多岐にわたる中で、委員の先生のそれぞれの興味もいろいろあるだろうと思いますが、年度が終わるころになかなか、あっちへいたり、こっちへいたりして過ぎて、議論がちょっと深まらなかった部分があるんじゃないかというような意見も出たところでございます。

もちろん、さっき言いましたように、それ

それぞれの御意見がありますし関心がありますし、常任委員会ではありませんので、ここで予算を議決する云々ということではありませんので、一つの方向に何か収れんするというのは必ずしも必要ないのかもしれないですが、やはりここ数年地域対策特別委員会で扱う案件というのは非常に、言いましたように多岐にわたりますので、ややもするとこう、さっき言いましたように、1年間終わって何を議論したのか分からぬようになってしまうのは、せっかくの委員会でございますので、生産性がないのかと思っております。

ただ、我々もあるいは執行部も、まだまだ新しいテーマとかが入っておりますので、手探りの状態もしばらくは続くんじゃないかというのは十分認識いたしておりますが、ぜひ昨年度の反省が、そういうのがあったというのを頭の隅に置いていただいて、委員の先生方も執行部の皆さんも活発な議論を繰り広げていただきたいというのが、最初の特別委員会に当たっての私の提案でございます。

関連をいたしまして、例えば一例でございますが、さっき臼井課長のお話を聞いて、ある意味大変分かりやすいなと思えました。

例えば、あるDXに詳しい方のお話を聞くと、デジタルと付いているけれども、デジタルの部分では余り意味がないんだ、要は、このトランスフォーメーションという部分が重要なんだというような話をされる方もいらっしゃいました。

ここに、例えばデジタル化とDXの比較がありまして、非常に民間の場、どっちかというと大企業なんかは非常に早く取り入れられているということもあるんだと思います。そのような意味では、さっき臼井課長がおっしゃったように、DXだから、新しいからというので、軽々には言いませんけれども、飛びつくのではなくて、まず本県においては、いわゆるデジタル化、行政的にデジタル化を進めなければならないことが、まだまだそこ

まで到達していない。これをやった後にといいますか、そこは後になのか、ちょっと次元が違うという方もいらっしゃると思いますので、そこから出てくる話なのかなと思ひながら聞いておりました。

ただ、いずれにせよ、これから国の大きな方針も出ましたので、各自においてしっかり対応できるような知見を深める必要はあるんだろうと思っております。

そこで、さっき聞いていろいろな御説明もありましたが、例えばデジタル化というのは我々もイメージが付きやすくて、県として何をすべきか、あるいは市町村に対して、民間に対してというのは、ある意味分かりやすいと思ひますけれども、さっきの説明の中でDX、デジタルトランスフォーメーションと言った場合の、県が例えば市町村に対して、あるいは民間に対して、創生会議でいろいろ御意見出ていると思ひますが、代表的に分かりやすい意味では、どういった関わり方と言ひますか、というのが我々の準備しておけばいいのかなと思ひますが、そこ1例、2例ありましたら教えていただきたい。

○臼井情報政策課長 情報政策課でございます。

デジタルトランスフォーメーションの分かりやすい一例、それに対する県庁、自治体の関わり方ということで御質問いただいたかと思ひます。分かりやすい事例としましては、スーパーシティの取組というのは、一つ単純なデジタル化というだけではなく、その先の組織だったり行政サービスあるいは民間のサービス自体も変革する、組織も変革するという、一段上にいったものというふうに考えることができると思ひます。

例えば、具体的には荒尾市さんなんかで今取り組んでいらっしゃいますけれども、スマートシティ、民間の方々と共同実験を行って、乗り合いタクシーの実証実験をしてござ

います。これというのは、これまででしたら撤退していく準公共サービスに対し、行政が赤字補填で何とか運営を食いつなげるという形ですけれども、ここにデジタルの力を活用して民間の活力というか、要は白タクといいますか、そこまで商売としてではなく、A地点からB地点へ行くという人を、デジタルの力を使って見える化して、また、自分はこちらに乗ってきてほしいんだという人のニーズをデジタルで見える化して、それをマッチングさせるということは、行政サービスではないですけれども、準公共サービスの新しい在り方というものを一つ実験している事例ではないかと思えます。

それに対する県庁だったり自治体の支援だったり、関わり方としましては、やはり民間の方々でそういう、もしかしたらビジネスになるかもしれない、これから利益が出る取組になるかもしれないとあって、実験したいというニーズはあるんですけれども、やはり自治体のニーズだったり、地域の、よくそういうことで関係者の方々には知らないところがございまして、そこら辺をいかにオーガナイズして、調整してアレンジして、そういう地域課題を持っている人と地域課題を解決してもらいたいという方々を結びつけるか、あるいは、そこに少しイニシャルコストとして、初期的に財政的な支援が必要であれば場合によってはそれを行うというようなところが、分かりやすい自治体、県のデジタルトランスフォーメーションに対する役割かなというふうに思っております。

また、付け加えますと、やはりそれを解決したいという人は、民間でサービスとしてもらいたい人のみならず、学术界でデータを使って研究したい人とか、いろんな方々がいらっしゃると思います。そこを民間だけでなく、地域課題とかニーズを持っている人のみならず、学术界とかあらゆるものをオーガナイズする、調整するというのが県として求め

られる役割かなというふうに思っております。

○松田三郎委員 分かりました。

ほかの事業を展開するのを、その共通点、おっしゃるように、こういうようなことをやりたいんですけれどもというところに、補助金なり何か支援を探してくるか、あるいはこっちとこっちを結びつける、さっきコーディネート調整とおっしゃいましたけれども、より効率的・合理的だなと思うと、そういう役割も果たすということですね、今のところ。はい、いいです。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 5ページのところですが、令和2年7月豪雨からの創造的復興、それから3番のところに熊本地震からの創造的復興というふうにあります。それで、災害を経験した熊本としては、やはりこの未曾有の災害からどう教訓をくみ取って、どういう方向で地域を再生させていくかというようなことは、非常に大事な課題であろうというふうに思うんですね。

ただ、現状は条件が不利な地域ほど再生が困難な現状に直面しているんじゃないか。例えば過疎であったり中山間地域であったり、高齢化であったり、そういったところで、やっぱり多くの方々は、元の暮らし、なりわい、住まいを再建したいと願いながらも、果たして住み慣れた場所で地域再生ができるんだろうかというようなところで苦しんでおられると思うんですね。

だから地方創生というか地域再生というか、そういうことで考えるならば、どうこの未曾有の災害から地域社会を再生させていくかというようなところについての方向性ですね、熊本県がどう考えておられるのかをぜひ

伺いたいと思うんですけども、例えば具体的に、豪雨災害に見舞われた地域、非常に小集落が点在している、そうしたところをぜひ、やっぱり元の暮らしを再生してもらおうというような立場で支援していくのか、それとも、もうそこでコミュニティの再建とか暮らしの再建というのはなかなか大変だから、ちょっとやっぱり都市部に移転なんかも考えて、新しいコミュニティの中で人々の暮らしを、再生を図っていくのか、大きな方向での熊本の考え方ですね、どういう方向で再生を支援していこうと考えているのか、その基本的な考え方について教えていただけますか。

（「いいですか、すみません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員 今の先生の発言は、私が特に被災地なので、とてもありがたい支援だと思うんですけども、今日のこの委員会でのテーマに、もしもこの災害まで入れてしまうのならば、今後もうずっとこれは入れていくことになるんですけども、恐らく今日の説明で今の5ページでの話では、こういう柱がありますよと、この中で、今回この委員会で議論するのはという説明のために使われた資料だったというふうに解釈したんですけども、山本先生の御指摘も本当に大事な御意見なんです。私も本当に、そこは大事だと思うんですけども、ここで議論を始めると私も発言することになるし、恐らく松田先生とかそれぞれ被災に関わった人たちも発言するので、そのテーマで議論することになるので、そこはちょっと整理を委員長のほうでしていただければと思いますけれども。

○高木健次委員長 今、溝口委員から発言がありましたとおり、この部分に入ってくると非常にまた、何といいますか、大変な委員会の審議になろうかというふうに思いますので、今の山本委員の発言は、皆さんのほうで

しっかり検討していただきたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。

○溝口幸治委員 後日、検討してもらえれば、それはいいです。

ここで議論すると、ちょっと幅が余り広がり過ぎるんじゃないかと思います。

○山本伸裕委員 これはやっぱり、くまもと創造に向けた基本方針の大きな柱に位置づけられているわけですね。それに関して基本的な考え方を聞いたわけですけども。

だから、私は執行部に対してお尋ねしたんです。だから、それは執行部から基本的な回答をいただければありがたいですね。

○高木健次委員長 後日また執行部のほうから、山本委員のほうには回答していただきたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 2ページの資料なんです。

将来の人口推計資料、既存の資料を活用するから、この数字ですけども、既に2020年度の数字も出ているわけですね。最新の数字を入れたところ、人口減少の下げ幅が想定より増えているんじゃないかと思うんですね。国のほうでも、想定以上に増えている、減少していると。

もう既に地方創生で対策を一生懸命やっている中で、下げ止まって逆に増えていけば、この委員会でもよかったというふうな評価もできるんですけども、実際は2,000～3,000人想定よりも減っているんじゃないかと思います。これをちょっと、どう考えているのかというのと、これが今年は3,000人かもしれないけれども、やっぱり10年、20年になると5万、6万になっていくわけですし、分析を見るとやはり、市町村の10人、20人の集落が消える、限界集落だから消えていると思

ます。

ですから、その所管する自治体が一番苦勞されていると思うので、県は大きな施策を施して満遍なくやるわけですけれども、そういう具体的な話を市町村としっかり連携して取り組みを県としてどうされているのかなということをお尋ねしたいなと思います。

○津川企画課長 企画課でございます。

今回資料に載せております人口は、こちらの人口ビジョン自体が今年の3月に改定したものでその当時の最新版ということで、2015年の国勢調査に基づいて2020年の数字を出しています。先日、国勢調査に基づき令和2年の人口の速報値が出ました。その速報値に基づきますと、熊本県の人口は173万9,000人余りということで、こちらに出ております2020年の175万8,000人から1万2,000人ほど減っているということでございます。

長期的な視点に基づいて人口減を検討したものでございますので、減少の傾向は同じかなと思っております。今回は速報ということで、内部で、この昨年までの減少についてどういうふうを考えるかというところまでは検討しておりませんが、今回大きな変化はないと考えており、取り組み自体についてはこのまま継続していきたいと思っているところでございます。

それと市町村の人口については、今後、市町村課とも勉強したいと思っておりますけれども、各市町村の状況等も踏まえて、そちらのほうも継続して検討していくことになるかと思っております。

○西聖一委員 まあ急ぐ話ではないけれども、やっぱりこの会議でも将来の人口をなるだけ維持していこうという話で進めているわけですから、やっぱり挙げてもらった原因等も分析しながら、危機感を持ってやっていかないと、もうずるずる下がっていくというの

を、私たちが見逃すというか、それでいいんだというふうにはなってはいけないと思うので、大変だとは思いますがけれども、しっかり市町村と連携しながらやっていくことを期待しますので、よろしくお願いします。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

すみません、今のお話の関係で補足をさせていただきます。

平成27年度から、今各広域本部のほうに熊本版地方創生コンシェルジュというのを配置しており、全体で30数名おります。基本的な役割は、市町村が作っております総合戦略の効果検証と改定についての助言でございます。

各市町村の人口動態も踏まえながら、各取組を今一緒になって検討しているというところでございます。

説明は、以上でございます。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○西聖一委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 先ほどの委員長の御意見は納得できません。

5ページの基本理念のところ表題に書いてありますけれども、熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、云々かんぬんの「新しいくまもと」を創造すると。だから、災害からの復興をどう進めていくのかという基本理念に関わるような方向についてお尋ねしたわけで、それを執行部から当然求めないというようなやり方は、私は委員として質問していることに対して、回答が必要ないという判断は極めておかしいということを申し上げた上で、そこでちょっと要望として申

し上げるならば、持続可能な社会というようなことで今言われているわけですから、例えば地球温暖化であるとかあるいは食糧危機であるとか大規模災害であるとか、やっぱりこうした状況が繰り返し起こっているような状況の中で、いかに持続可能な地域社会を再生していくかというようなことを考えたときには、条件が不利な地域こそやっぱり支援をしっかり行って、そこでの地域のコミュニティーが再生していくような方向を応援すべきではないかというようなことを申し上げたかったので、これは要望として発言しておきたいと思います。

○高木健次委員長 承知いたしました。
ほかに。

○池永幸生委員 4ページに書いてある形ですけれども、地域の特性を生かして、稼ぐ地域をつくりたいという文言があります。

2ページで、40年後には人口も約30万減る。もちろん私たちも生きてはいないんでしょうけれども、やはりそれまでに稼げる地をつくるならば、私たちが住んでいる合志市あたりは、県北のほうはIT産業はものすごく盛んなところであるけれども、ほとんどがうちの市あたりは規制がかかっているんですね。やっぱりこの規制緩和を、この委員会から各部にわたって交渉しながら、もう少し規制緩和をやるべきじゃなかろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○高木健次委員長 池永委員、そこまで広げると委員会でも……要望しておいてください。後でまた、その件に関しては臼井課長のほうから説明をお願いしておきます。

ほかにありませんか。

○本田雄三委員 26ページのところで、ちょっと教えていただければと思います。

本県への転出・転入のデータが令和2年の分が出ているんですけども、新幹線が開通して10年たったわけですが、福岡との往来がかなり容易になってきていると思うんですけども、この前の、ざっとでいいんですけども、同じような数値がずっと続いているのかどうかを教えていただければと思います。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

本県における転出入者と各他県との比較ということで、御質問をいただきました。

今、福岡県と熊本県の関係でいいますと、ちょっと新幹線の開業したときと10年前のデータを持ち合わせておりませんが、ここ数年のデータは今ありますので、そこだけ御紹介をさせていただきますと、昨年度はこの1,652人の転出ということだったんですが、その前の年の令和元年度ですと1,241名、その前の年、平成30年ですと1,518名ということで、ここ2～3年でいいますと、主立ったその傾向がちょっと読めないかなという部分がございます。

ただ一方で、御参考として東京都と熊本県のこの数年で見ますと、令和2年度はここに書いてあるとおりですね。ここ幾つかデータ、1,014名と出ておるんですけども、令和元年、平成30年ということで見ますと、例えば1,349名ということで、東京都と熊本の関係ですと、少しずつその幅が小さくなってきております。

福岡県の関係は、後ほど確認してまた御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

福岡はすぐそばの県でございますので、その大きな山が少しでも下がればなと思っておるところでございます。よろしくお願ひした

と思います。ありがとうございました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広委員 一つ紹介しておきたいんですけども、デジタル関係で面白い記事を見たんですよ、つい先日。

中学生の女の子が投稿欄で、昭和の時代に生まれたかったと書いているんですよ。お母さんが昭和の生まれで非常に子どもの時のこととかそんなことをお話しされて、昭和の時代の何といいますか、人間味といいますか、そういったものがやっぱり子どもに感化させたんでしょう。今の時代ではなかなか、子どもたちもスマートフォンやコロナの影響で、なかなか会話とかそういった苦い、楽しい、そんな思い出がないみたいで、だから昭和の時代に生まれたかったと言ったんじゃないかと思えますし、そういったことがあったということも、そういった心を維持することもですね、私はデジタルを否定も肯定もしません。

人口減少社会に入りまして、熊本県はこの10年間で8万何千人も減っておりますし、恐らく10年後は10数万人減ると思っておりますし、そういった人口減少社会に歯止めをかけるのは、出生率を上げる以外にないんですよ。移民政策をすれば別ですけども。したがって、今日はいっぱいいろんなことをここに書いてありますけれども、最もやっぱり基礎となるのは人口、県民の人口がどのあたりで下げ止まるのか。それに向けて、やっぱり全ての課が全力で私は対応していくべきだと思っております。

このままいくといずれ、この資料では2045年ですか、出ていますけれども、国連が出している統計によりますと、2100年が地球人口のピークだそうです。既に先進国は人口減少社会に入っておりますし、それを突破してい

るのが日本なんです。ただアメリカが不思議と人口が減らないんです。なぜかという、移民政策を取っているからですね。他の国は全部もう、中国も今は14億ですけども、2100年には10億5,000万まで減ります。そのようにして、既に我々先進国は人口減少社会に入っております。

人類は地球上に誕生してから、人口減少社会をかつて経験していないんですよ。初めての状況であって大変、若い人たちも将来危機感を持っていることですし、何としてでも減少社会にすべきではない。

これはもう若い者だけでなく全ての、我々一人一人が日々考えて、できる限りの支援、お手伝いをしなければならないと思っておりますが、今後その人口減少社会に対しては、先日一般質問したんですけども、なかなか難しいと思っておりますけれども。特にやはり子育てにお金がかかるというのが一番の原因だそうでございますが、もう一つはやっぱり地域の変化。

非常に我々が感心したのは、菊池高校で先般ちょっと紹介したんですけども、菊池高校の商業科はですね、婚活パーティーをやるんだそうです。なぜかという、それだけ子どもたちも、この人口減少を何とか止めなければならない、そういった意識の変化がやっぱり出てきたんじゃないかなと思っておりますし、こういった意識の変化が出てくることによって、あまりお金をかけなくても効果が上がっていくわけでございますから、こういった事例というものはしっかりと、他の高校の人たちも評価していただいて、ぜひこういった意識の変化が起きるような作戦をとっていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

○高木健次委員長 極めて、人口減少が大きな課題だというような御意見だったと思います。

はい課長、何か言いたいでしょうから。

○津川企画課長 企画課でございます。

まさに委員がおっしゃったとおり、今回の地域対策特別委員会の目的は、最終的には熊本県という地域をいかに持続可能な社会としていくかということかなと思っております。

人口に関しては、やはりこのまま何もしなければ、2060年には124万人まで熊本県の人口は減るのではないかという推計が出ております。これを何とか、県の目標としては141万人になるようできる限り、この下げ幅を少なくしていく。やはり、どうしてもこの人口減少社会というのは熊本だけじゃなくて日本の問題でございますので、なかなか1県だけで何とかするというのは難しいところがございますけれども、それをできる限り持続可能な社会にしていくということが私たちの使命かなと思っております。

人口が減って地域経済がどんどん縮小していくと、結局、担い手も人もいなくなるし、担い手が不足して、技術や技能もなかなか継承されない。その将来、地域の文化や地域コミュニティも維持できないというような状況になってまいりますので、そういった面を踏まえて、県としては全ての分野の施策に関わるものだと思っておりますので、こういった全ての県庁の施策を通して、実現をしていかなければいけないのかなと思っております。

その中で、今回この委員会では、特にDX（デジタルトランスフォーメーション）と、あと関係人口といいますか移住定住の問題、こういったところでもってなるべく人口を維持していく、そういった施策を、いろいろ御意見をいただいて、それをまた県の施策にフィードバックしていきたいなという思いでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田代国広委員 この中に書いてある政策全てが人口に関係することでございますし、人口が減れば、ここに書いた政策は絵に描いた餅になってしまうわけございまして、大変厳しく難しい問題ですけれども、日本は日本としていいんですけれども、せめて熊本県は熊本県独自のやっぱりそういった政策を、殻を破るような政策を展開することが、国内に対して私は必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○松野明美委員 関連です。

今回、一般質問で田代先生のほうから。子供の出生率が全国の平均を県は上回っていますというような答弁をいただきました。

その中で、やはり出生率と一緒に大切なのは婚姻率だと思っているんですが、婚姻率は、県は全国を下回っているということを開きました。

その中で、先ほどお話がありました婚活パーティーとか、現代ではオンラインによるイベントが行われているということなんですが、その婚姻率アップのために、これからの施策といいますか、そういうのがありましたらちょっと教えていただけますでしょうか。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今、松野委員のほうからお話がありました、いわゆる婚活みたいな活動については、今、健康福祉部の子ども未来課のほうで取組をしております。ですので、そちらのほうから委員のほうに説明させていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松野明美委員 これも管轄外だったのかもしれないませんが、要望といたしまして、私この

問題で同窓会が2～3年前にありまして出席をしまして、私の友人の中でも、私のこの年齢で数名、一度も結婚したことがないというような友人がおりました。その理由を聞きますと、やはり結婚願望はある、結婚をしたいんだと。ただ出会う機会がないというような言葉をいただきまして、行政が後押しするのも一つの役目ではないかなと感じたところでございます。

また離婚率が下がっているということで、ぜひ出生率とともに婚姻率のアップもお願いしたいなと思っております。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 せっかくですので。

議論が多岐にわたっているんですけども、人口減少時代をどう捉えるかで大きく違っているんですが、フランスもドイツもイギリスも先進主要国で、人口1億人いなくても豊かな国でいられているんですね。ですから、別に人口が9,000万人に日本がなっても、そんなに悲観することはないと私は思っていますけれども。

その代わりに労働生産性を高めるのが、私たちの仕事だと思います。

例えば、でも難しいのは、7ページで介護現場の負担軽減につながる介護ロボットの導入、こういうのを目標にしているというのを書いているんですけども、実際は私もいろんな介護関係の人たちとも話す機会があるんですが、介護とは実は雇用のセーフティーネット的な意味合いが非常に強くて、介護ロボットを導入したらちょっとまずいよねという話も、両方あるんですね。ロボットを導入したらいいねというところと、いや導入したら働く場所が余計なくなるというのもあるので、その辺の見極めというのが行政はどう持

っていくのかというのが重要だと思います。

あと、コロナ禍で日本が非常にデジタル化が遅れているということが本当に顕在化しまして、例えば去年、一時金10万円の給付でも、電子申請したらアナログで手紙で送ったほうが速かったとか、最近ではもうコロナの感染者数、保健所からファックスでいまだにやり取りしているとか、そういうのが全国的に露呈しまして、この委員会ではぜひ、そういうデジタル化の遅れをどうやって県が指導していくのかというのを議論すべきだと僕は思います。

あと最後に労働生産性の話なんですけれども、コロナ禍で飲食店が営業が事実上できなくて、長期にわたって熊本県でも飲食店が壊滅的な打撃を受けて、例えばタクシー業界も今もう存続の危機にありまして、タクシー業界も身売りの話がどんどん出ていて、もう雇用を維持できない、開店休業がずっと続いているわけですね。

一方、介護タクシーという業界があるんですけども、ここは人手が全く足りない。介護タクシーの業界の人に聞くと、介護タクシーは需要がむちゃくちゃあるんですけども、潜在的な需要。でも基準が厳し過ぎて、しかも補助金が一切出ないんですね、介護タクシーを始めようとしても。全部、自腹で経営者が購入して。だから、現場のことを行政も私たち県議員もよく知って、どこにニーズがあって、どういう労働生産性を高めていくのが課題になっていると思います。

特に答えは要りませんが、僕がちょっと感じたことを言わせていただきました。ありがとうございました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 ないようでしたら、次に行政サービスの維持向上に関する件について質疑はありませんか。

○河津修司議員 何ページというよりも、今までのデジタル化についてもかかってくるかと思うんですが、市町村はデジタル化に進もうとすると、紙媒体からデジタル化にしていくときに、入力とか非常に手間と費用がかかると思うんですが、そういったことに対して、先ほど少しは国・県からも財源的な手当も付くという話もありましたが、その辺のところはどうなっているんですか。

実際、例えば基本となる地図データとかにしても、地籍調査がまず終わってないところが大分まだ残っているというところで、それも使えないんですが、調査が終わったとしても、昔したところはまだ紙媒体でしか残ってないところもあるんじゃないかと思うんですが、それがないと基本的なところを使おうと思っても、デジタル化ができないんじゃないかと思うのと、インフラも情報化していく中で、地図データになるとインフラがちゃんと載っているかという、それも既にそういったデータをなくしているとかいうところもあって、昔の情報はわからないとか、そういったものの復元とか、もろもろの費用とか、人の手が足りないとか、そういった手当についてはどういうふうな仕組みがありますか。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課の深川でございます。

農林水産部のほうでは地籍調査を行っておりまして、現在、全国の進捗率が52%なんですけれども、熊本県は84%という形で、全国7位ということになっております。

また熊本県の場合には農地GISシステムというのを持っておりまして、それは市町村と県のほうで広域的な農地の使われ方、そういったものを可視化するというようなものでございます。それにつきましては、昨年の令和2年7月豪雨、それにおいても農地の復旧状況ですとかそういったものをマッピングす

るということで見える化したところがございます。農林水産部においては、そのような予算の投入をしております。

今後のDXといいますかデジタル化がありますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。これはGISの御紹介でございました。

○高木健次委員長 いいですか。

○臼井情報政策課長 情報政策課でございます。

負担という意味で、財政的な面と手間的な面、2点あると思います。手間的な面に関しましては、これは県民の皆様のため、市町村、県庁、皆さんで汗をかいてやっていく部分かと思っておりますので、デジタル化に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

財政的な面に関しましては、基本的には国の要請だったり法律に基づいてやることに關しては、しっかり財政的負担、財政的な支援ないし整備というものが国によってなされるものと承知しております。

仮に不十分な点があれば、県としてもしっかり国に要望して、つつがなく実行できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○河津修司議員 基本的なところの開示したデータが、しっかりデータ化してないことには、利用するにもできないと思うんですが、そういったことで、やはり市町村は人的にも不足しているし、財政的にも非常に厳しいものがありますから、いかんせん自分たちでは入力ができないというと、どうしてもコンサルタントなんか頼んでやってもらうとかいう話にもなるかと思うのですが、そういった場合のやはり財政的な支援とかをしっかりと

きるように、これは要望ですからもう返事は要りませんけれども、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

○高木健次委員長 ほかに。

○濱田大造委員 2点ありまして、44ページまずマイナンバーカードの普及促進に関してです。

これ私も、ようやく今年マイナンバーを取得しました。この普及がデジタル化の非常に大きなポイントだと思います。今、熊本県はどの程度まで普及しているのか、取得率を教えてください。

次、今年の秋にデジタル庁が創設されるわけで、非常にいいことだなと私は思っています、これに合わせて熊本県ももういつそのことデジタル部とか情報システム部、そのくらいの取り組みをする部がないと対応できないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺、今県はどう考えているのか、現状のままで対応できるというふうに考えているのか、教えてください。

○坂野市町村課長 マイナンバーカードの普及状況について、まず御説明いたします。

5月1日現在の県民のカードの取得率は、29.6%になっております。全国平均が30.0%ですので、おおむね全国平均程度ということでございます。

以上でございます。

○白石総務部長 デジタル庁の設置に伴ってデジタル部とかいうのを検討しているかということでございますけれども、まずデジタル庁はどういう組織になるのかとか、それからどこの省庁の系統でぶら下がってくるのかとか、そういった情報収集を今やっているところでございまして、確かにデジタル化というと、ここの資料にもありますけれども、全部

署が関わってくる、横断的な業務が発生してくるというのは想定しておりますけれども、組織をどうしていくかというのは、ちょっとまだ今後の検討課題ということで考えております。先生の御意見も踏まえて、また検討したいと思います。

○濱田大造委員 ぜひですね。もう本当このデジタル技術というのは日進月歩で、もうぼろっとしていたら、どんどん分らなくなるというか、進捗具合というのがすごく激しくて、やっぱりそういう明確な部署なり何なりつくって、人材の採用も、今、行政職、何職で入ってくるのかちょっと分からないと思うんですね。理系の人を採用するにも、デジタル関連でそういう学部を出ている人なのか専門学校を出ている人なのか、まず方向性をぜひ県としてどう対応していくのかですね。いっとき時間がかかるとは思いますけれども、ぜひその辺よろしく願います。

（「関連して、いいですか」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 はい。

○溝口幸治委員 今の濱田委員のデジタル化に向けた組織の在り方みたいな話で、今部長答弁された、誠実に答弁されたんだと思いますけれども、私ずっと、椎場課長もいらっしゃいますので、ずっと議論しているのは、この情報化の取組って、熊本県でなかなか動きが鈍いというか、見せ方が下手だと。予算配分とかやっていることはやっているんだけど、では、よそと比べてときにどうなのといったときに、例えば企業誘致とか、さっきの移住定住も関わってくるんですけども、例えばITやIoT、こういうものにどう取り組んでいるかという、この見せ方がとても下手だと思うんですね。

例えば、このDXでいくと、もう既に三重県とかは知事の肝入りで、民間から技術者を

部長として雇って、そこに、国と同じですね、デジタル部みたいなものを組織していく。あるいは、ちょっと昔でいうとITとかIoTのときになると、広島とか佐賀は、これだけ予算ありますよと、どんどん企業も来てください、定住移住も受け入れますよみたいな見せ方をして、そこに引かれていく。県に聞くと、いやいや県もやってないわけではないですよ、この部分はこっちでやっていて、この部分はこっちでやっていてと、我々が聞くと、それつなげていくとつながるわけで、熊本県の情報化はどういう取組ですかとか、IoTどうですかと言ったときには、誰も答えられないというか、きちっと返ってこないという状況が続いていたんですね。

そういった意味で、今、濱田先生がおっしゃったような、国がもうデジタル庁をつくってやっていくというときに、もちろん先走ってやるのがいいことではない部分もあるでしょうけれども、やっぱりこの流れに乗ってしっかり対応していくというときに、組織の在り方をきちっとやっておかないと、今、臼井課長が一生懸命やられているんでしょうけれども、全庁的に本当にそういう意識をみんなが持つのかといったときには、やっぱり組織だと思っただけですね。そこは、しっかり議論をしていってほしいというふうに思っています。

答えがあればいただきますけれども、なければもう結構です。

○白石総務部長 いろいろアドバイス、ありがとうございます。

今の取組、ちょっといろいろアピールの不足というのがあるかもしれませんが、最初の資料の説明の中にも少し触れられていましたけれども、全庁横断的な組織としては、情報化推進本部というのをつくってしまっていて、そこで各部ができることなり、その大元は情報政策課がやっているんですけど

も、横断的な取組をするということでそういう組織もつくっておりますので、また今後どういった形にしていくかというのは、ちょっとまた検討させていただければと思っております。

以上です。

○厚地政策審議監 現在、情報政策課を持っております企画振興部からも一言お話しさせていただきます。

今、総務部長が申しあげましたように、全庁的な組織としては高度情報化推進本部を持っておりまして、この中で全庁的な対応について検討しております。

今、組織等の検討は必要はないかというようなお話を頂いております。こういった組織につきましても、各部のほうから総務部のほうにいろいろお願いをしていくという立場もございまして、せつかく、そういったお話も頂いておりますので、全国的な動き等も踏まえて、企画振興部としても検討していく必要があるというふうに思っています。

以上でございます。

○溝口幸治委員 どうもありがとうございます。

県庁内にも大事なんですけども、さっき河津先生がおっしゃったように、市町村は人もいなくて、この委員会でもずっと議論を繰り返しているように、専門の人が育ちにくい、あるいは、なかなか専門性を持った職員がいないということで、市町村も不安なんです、このDXというのは。だから、やっぱりきっちり市町村の面倒も見る、熊本市以外ですよ、そういう気持ちが県の中には必要だと思います。

というのが、そもそもこの地域対策特別委員会をつくるときに、すみません、これ我が党の中での議論だったと記憶していますが、熊本市が政令市になって、いわゆる親子関係

の県と市町村の関係から、熊本市は兄弟分みたいになる、いわゆる独り立ちしていくと。だったら熊本県は、もっと熊本市以外の市町村に手厚く支援していかなければならないという思いもあって、そのためには地域により焦点を当てた取組が必要。さっき山本先生もおっしゃったように、地域にしっかり手を差し伸べる熊本県であってほしいという思いもあって、この委員会ができたというふうに承知しています。

ですから、この地方創生の取組をそれぞれの地域で頑張ったり、この行政サービスはどうあるべきか。いわゆる地方に、地域に、どう熊本県が向き合って、どう手を差し伸べるのか、一緒に熊本県全体を発展させるのかという視点がとても大事で、そのことを議論するのが、この地域対策特別委員会だろうと思いますし、逆に言うと、松田先生が冒頭おっしゃいましたけれども、議論するけれども終わったときに、勉強にはなったけれども何か残ったかなという、やや不安なところもありますけれども、例えば、この1年後に、いやいやここで議論してこれだけやっぱり熊本県は、例えばこのDXがしっかりとした組織が立ち上がって、それぞれの市町村に対する支援体制がこういうふうになったとか、地方創生の取組で熊本県が熊本市以外の地域にこういう手が差し伸べられるようになったとか、事務的にもこういう手厚い支援ができるようになったとかという、いわゆる熊本県型のこの最後の行に出てくる、何か未来型というか地域の予想図みたいなものがありますけれども、国が議論して未来を予想していくというような話が載っていましたが、そういう熊本県側が先に行ってもいいんですよ、熊本県の人口減少はよその県と同じじゃないわけで、加速しているわけで、熊本県のこと一番分かるのは県職員ですから、熊本県版のこの未来予想を意識して、しっかり県庁の組織をどうしていくのかということ

すね。何か一緒に議論していく委員会であってほしいなというふうな思いもありますけれども、そのあたり厚地さんどう思われますか。

○厚地政策審議監 やはり市町村を支援するのが、県の役割です。DX、とても重要な課題であります、私もですが、もちろん人口規模の小さい市町村にとっては、大変ハードルが高いものであろうと思っております。ぜひ各市町村の意見を聞かせていただきながら、全体的にどういった、例えばDXに関して言いますとどういった組織にすればいいのかあたりにつきましても、議論していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

すみません、2点お答えをさせていただければと思います。

1点目が、先ほどこちらのほうから地域の未来予測の関係について御説明させていただきました。その中での県の役割をとということで、例えば県全体での未来予測というものも考えてはどうか、というお話だったと思います。

今回、地制調の答申の中で出ておりますこの地域の未来予測に係る県の役割といたしますが、基本的には市町村の求めに応じて、その未来予測を市町村がつくっていくサポートをしていくと、そういったところが今回指摘をされているところでございます。その上で、市町村がそういうふうなデータをつくり、今後の課題解決に向けて、取組の方向を整理していきますので、それを県も一緒になって、共有して一緒になって進めていく、そういう役割を果たしていきたいと思っております。

それから、すみませんもう1点。

先ほど、デジタル人材の確保について、市

町村のほうにもう少し何らかの支援が必要じゃないかというお話をいただきました。

地方創生の関係につきましては、地方創生人材支援制度という、国の制度がございまして、その中にデジタル専門人材についてのメニューもございます。それで、一応今年度は県内でいうと長洲町、小国町、錦町、あさぎり町、こういったところでこの国の制度を使って、派遣を受けられているところでございます。

状況ということで、御報告でございます。以上でございます。

○溝口幸治委員 もうこれ以上あれですけれども、近年、災害も含めて熊本地震も含め、昨年の豪雨も含めて、熊本県から人材をそれぞれの市町村に派遣していただいて、非常にありがたいことなんですね。そして今のDXの話もそういうことになってくると思いますし、逆に言うと、もうそれぞれの市町村も熊本県から人材が来ないと行政が回らないみたいな感じのところも結構あるのかなというふうに思っています。それは、たぶん加速していくんだろうと思います。

ですから、今日はそれぞれの先生方はそれぞれの地域を背負って出ていらっしゃると思いますので、やっぱりここの委員会ではそれぞれの地域の実情をきっちりぶつけて、それに、どう県が対応していくのか、まさに地域をどうつくっていくのか、そのときに県がどういう役割を果たせるのかということで議論していければなというふうに、私は個人的には思ったところです。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 42ページですが、この中で個人情報関係3法を一本の法律に統合すると、このデジタル改革関連法案は成立してお

りますので、こういう方向で進められるというようなことになるならば、熊本県も県の個人情報保護条例がありますが、その条例はこの法律によって一本化していくというような方向になるわけですか。お尋ねします。

○臼井情報政策課長 間違いがあれば後ほど訂正させていただきますが、私の認識としては、3本法律があるからといって、今3本条例があるというふうには承知しておりません。

○山本伸裕委員 これは自治体と民間と様々な個人情報の保護のルールを一元化していくというふうなことから、それぞれの市町村、自治体が持っている個人情報保護条例も一元化の方向で統合していくというふうなことではないのかなというふうに考えております。

それで、県の個人情報のルールとして明記されているんですけれども、収集した個人情報を事務の目的以外の目的で利用及び提供することは原則として行いませんと。それで、この例外規定として、公益上の必要その他相当の理由があるときなどは、熊本県個人情報保護制度審議会の意見を聞いて、例外的な取扱いを行うことになっていると。非常にやっぱり個人情報の目的外利用については規制をして、個人の情報が守られるような、そういう規定があるわけですよ。こういう規定が壊されてしまうと非常に、やっぱり個人情報保護の観点から問題があるのではないかとこのように考えておりまして、そこはぜひ熊本県として、今持っている個人情報保護のルールは、将来にわたって堅持するような考え方で運営を進めてほしいなというふうに思うんですが、何か御見解はありますでしょうか。

○白石総務部長 この法律に基づいて、熊本県の条例をどのように改正するかは今検討中

でございますけれども、今、山本委員が御指摘の個人情報保護法に関して、審議会とかはございますので、そのあたりの先生方も協議して、もともと趣旨が継続できるような形で検討を進めたいと思います。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○山本伸裕委員 ぜひ今までの堅持してきた考え方をしっかり検討していただきたい。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、質疑はこれで終了いたします。

次に、議題3、閉会中の継続審査についてお諮りします。

本委員会に付託の調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他として、何かありませんか。

○松田三郎委員 すぐ終わります。

要望を一つ。さっき本編でちょっと言うべきでしたんでしょうけれども、資料の29ページの移住定住のところ、これ、あくまで要望ですけども、県外からの移住者というのは、熊本県に住みたいという人はもちろんいらっしゃるでしょうけれども、熊本県内のどこどこ市、どこどこ町、どこどこ村、そういうところに行かれるという、移住される方が多いと思うので、可能ならば次の委員会で、県外から市町村別の移住者というのが、何かこう資料をつくるのが非常に負担に感じるというのでなければ、あるいはこれ公開するの

に支障があるということであれば、次の委員会にあれば助かるなど、委員長にお願いしたいと思います。要望です。

○高木健次委員長 答弁要りませんね。

○松田三郎委員 はい、要りません。

○高木健次委員長 はい。

ほかになければ、本日の委員会はこれで閉会しますが、冒頭にも申し上げましたとおり、今回は、本年度は3回目の地域対策特別委員会ということで、デジタル化、デジタル庁の新設とともに非常に日本が、コロナ禍も含めて大きな変換期に入っていると思います。

このことによって、非常に地方創生あるいはいろんな分野で大きな課題が出てくるというふうに思っておりますが、我々この特別委員会はそういうことをしっかりと把握しながら、認知しながら、しっかりと一つ一つ解決に向かうように頑張っていただければ大変ありがたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日の会議を閉じたいと思います。委員会を閉会いたします。

午後0時02分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

地域対策特別委員会委員長